

各サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当）設置者 様

愛 知 県 福 祉 局 長

サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当）の  
重要事項説明書等の提出について（依頼）

日頃は本県の高齢福祉行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

有料老人ホームは老人福祉法第 29 条第 1 項により、老人を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する施設と定義されています。

サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）についても、上記のうち少なくとも一つのサービスを提供している場合、「老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム」に該当することから、貴施設につきましても有料老人ホームの定義に該当することとなります。

つきましては、老人福祉法第 29 条第 11 項及び厚生労働省通知（平成 30 年 3 月 30 日付け老高発 0330 第 3 号）に基づき、貴法人が設置するサ高住に係る事項を、下記のとおり、令和 8 年 1 0 月 3 0（金）までに愛知県福祉局高齢福祉課へ提出してください。

記

1 提出（作成）書類及び提出部数

- (1) 令和 8 年 1 0 月 1 日現在で作成した有料老人ホーム重要事項説明書(新様式 Ver1.4)
- (2) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

※上記（１）及び（２）をデータ（Excel ファイル等）にてメールで提出

2 留意事項

- (1) 御提出いただいた重要事項説明書は、県にてとりまとめたうえでWEBページに公表しますので御留意ください。
- (2) 重要事項説明書様式については、必ず令和 8 年 8 月改正の新様式（Ver1.4 Excel ファイル）にて作成し、データ（Excel ファイル）をメールで送付してください。

メール送付先 [korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp](mailto:korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp)

※新様式は愛知県福祉局高齢福祉課WEBページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/yuuryou.html>

※送付用データのファイル名は「市町村、サ高住、施設名、2026」としてください。

（例 ○○市、サ高住、○○○、2026）

- (3) その他、提出書類の作成に当たっては、別添「提出書類作成における注意点（サービス付き高齢者向け住宅）」を熟読し、不備・不足のないようにしてください。

### 3 その他

本通知に記載のとおり、貴施設は有料老人ホームに該当します。

老人福祉法に基づく立入検査（書面調査を含む。）について、順次実施しているところですが、検査の予定がない施設においても、立入検査の「事前提出資料」を元に、自己点検を行い、適切な運営に努めてください。

※ 資料は愛知県福祉局福祉部福祉総務課監査指導室WEBページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansa-shidou/0000061081.html>

担 当 高齢福祉課施設グループ

電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）

メー ル korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp